

# 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度県立高校全国募集周知等委託業務（大分県立久住高原農業高等学校）

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（金）まで

## 3 委託業務の目的

本業務は、平成31年度入試から全国募集を実施している大分県立久住高原農業高等学校（以下、久住高原農業高校）の学校の魅力を県外の受験生に周知し、県外からの受験者数を増やすことを目的とする。

本事業の実施にあたっては、久住高原農業高校でのヒアリングを実施し、最先端の農業教育を実践する学校の魅力の深掘りを行い、ターゲット層に対してデジタル技術を活用し、学校の魅力をわかりやすい表現で周知を実施することとする。

## 4 委託業務内容

### （1）全国募集周知業務

#### ア 本業務のターゲット等の設定

地域：主要都市（東京、大阪、福岡）、九州内及び大分県内

性別：男女問わず

年代：中学生（主に中学校3年生、中学校2年生）及びその保護者

実施期間：令和8年5月～令和9年3月

行動変容：県内外の中学生やその保護者が、久住高原農業高校を受験したいという意識を高める。

※ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断した場合は、その根拠とともに委託者に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

#### イ 目標設定

（ア）本業務の目的を達成するうえで、目標項目と目標値は業務開始後、学校側と双方協議の上、設定を行うこと。

（イ）設定した目標に対し、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

#### ウ 受託者による情報発信運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「全国募集情報発信運用計画」を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

#### 【情報発信運用計画に盛り込むべき事項】

（ア）本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

#### (イ) 事業期間を通じた情報発信業務

カスタマージャーニーに基づき、以下の業務を実施する。

- ① 情報発信手法（ランディングページ更新・運用等）
- ② SNS公告手法（TikTok等）
- ③ 学校紹介プロモーション動画作成（PR動画更新を含む）
- ④ 学校PRポスター制作（印刷を含む、学校内外の掲示を想定）
- ⑤ 令和8年度版進路ガイドブックの作成
- ⑥ 学校案内及び、体験入学開催フライヤーデザイン制作（印刷および県内外中学校への配付を含む）
- ⑦ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述 エ 参照）
- ⑧ 情報発信効果の検証及び運用の見直し方法
- ⑨ 目標設定（前述 イ 参照）
- ⑩ その他必要な事項

#### エ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

(ア) ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブ（ランディングページ、SNS公告、学校紹介プロモーション動画、フライヤー）を制作すること。

※ランディングページについては、既存の学校HPと連動させること

(イ) 情報発信結果等からターゲットのニーズ等についての検証を行うこと。

(ウ) スマートフォン、タブレット、パソコンで閲覧されることを念頭に制作すること。

#### オ 情報発信の運用管理

(ア) 業務（4）で制作する広告クリエイティブを用いて、情報発信運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、SNS、等への情報発信を実施すること。使用するメディアやツール等（情報発信期間・回数・場所等含む）は提案すること。

(イ) 情報発信費用は委託金額の中に含むこと。広告期間は令和9年3月31日までとする。

#### カ 効果測定、改善

(ア) 本業務により情報発信する広告においては、広告レポート（広告運用状況の内容がわかる）を作成し、委託者と協議すること。また、広告レポートに必要な改善等を適宜行うこと。

(イ) 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

### 5 成果物及び提出物

#### (1) 広告クリエイティブ

ア 本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

イ 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものと

する。

ウ 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

エ 受託者は、本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

## (2) 報告書

ア 業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

(ア) 全国募集周知業務にかかる効果検証分析レポート

(イ) 全国募集周知業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

## 5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 6 その他業務実施上の条件

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(2) 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。特に情報発信に係る業務の詳細（印刷部数、配付方法等）については、委託者側と協議し決定すること。

(3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は委託者側に帰属することとする。

(4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 本業務委託は、貸金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（貸金スライド条項）を適用する契約である。

(6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者側と十分協議すること。